

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 30 年 3 月 30 日・東京都条例第 38 号

1 概要

(1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の改正に伴い、手数料の額を改定する必要がある。

(2) 改正内容

条例別表に規定する手数料の額を改める。

事務	名称	額（改正前）	額（改正後）
容器の 検査又 は再検 査手 数 料	繊維強化プラスチック複合容器ほか （内容積 1L 以上 5L 未満の容器）	1 個につき 180 円	1 個につき 160 円
	高強度鋼容器 （内容積 30L 以上の容器）	1 個につき 220 円 以降 10L ごとに 4 円	1 個につき 210 円 以降 10L ごとに 3 円
	高強度鋼容器 （内容積 5L 以上 30L 未満の容器）	1 個につき 220 円	1 個につき 210 円
	その他の容器 （内容積 1L 未満の容器）	1 個につき 90 円	1 個につき 80 円

2 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局環境改善部環境保安課

直通 03-5388-3541

内線 42-432